

(就業構造基本調査)

審　査　メ　モ

1 今回申請された変更について

- 就業構造基本調査（以下「本調査」という。）について、今回、以下に掲げる変更が予定されている。

(1) 調査事項の変更

- ・ 働き方改革の一連の動きを踏まえ、フリーランス、テレワーク、副業等及び育児・介護に関する調査事項を追加又は拡充
- ・ 上記以外で、利活用の必要性や報告者の負担軽減の観点から、一部の調査事項を変更・削除等

(2) 集計事項の変更

- ・ 調査事項の変更や利活用状況等を踏まえ、集計事項を見直し
- ・ 「都道府県編」及び「主要地域編」を、「地域編」に統合

(3) 報告者数の変更

- ・ 世帯数について、約 52 万世帯を約 54 万世帯に変更
(15 歳以上の世帯員約 108 万人は維持)

(4) 調査方法の変更

- ・ 従前の調査員回収・オンライン回答に加えて、郵送による回答も導入

(1) 調査事項の変更

(変更内容)

① 働き方改革（働く方が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革）の一連の動き^(注1、注2)を踏まえ、フリーランス、テレワーク、副業等及び育児・介護に関する調査事項を追加又は拡充

(注1) 労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するため、第196回国会において、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が成立し、同法第3条の規定により、雇用対策法（昭和41年法律第132号）が労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）に改正された。また、同法第10条第1項の規定により、「労働施策基本方針」（平成30年12月28日閣議決定）が定められた。

(注2) 「労働施策基本方針」第2章2(3)では、「柔軟な働き方がしやすい環境の整備」として、雇用型テレワークの普及促進、自営型テレワークの就業環境の整備のためのガイドラインの周知、副業・兼業の普及促進及び制度的課題の検討、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方についての中長期的な検討等が掲げられている。また、同章4(1)では、「育児や介護と仕事の両立支援」が掲げられている。

(審査状況)

ア 今回、働き方改革の一連の動きを踏まえ、表1のとおり、調査事項を追加又は拡充することを計画している（各調査事項の新旧対照表は、別紙参照）。

表1 働き方改革の一連の動きを踏まえた調査事項の追加又は拡充

関係分野	変更内容	該当する調査項目
フリーランス	【拡充】従業上の地位・就業形態を把握する調査事項の選択肢において、実店舗の有無等により細分化 → フリーランスに該当する働き方をしている方を把握	A 1 旧A 13→新A 14・15
	【拡充】当該働き方を選択した理由を把握	旧A 9→新A 10
テレワーク	【追加】現在の仕事に関する1年間のテレワークについて、①実施の有無、②頻度、③実施場所を把握	新A 6・6の2
副業等	【追加】転職希望者及び追加就業希望者が希望する職種を把握	新A 12の3 ※選択肢の構成はB 3と同じ
	【拡充】副業に係る従業上の地位・就業形態等を把握する調査事項の選択肢を細分化 ※上述のとおり、フリーランスに該当する働き方をしている方を把握	旧A 13→新A 14・15
	【追加】副業について、仕事の内容や仕事の規則性及び1週間の就業時間を把握	新A 17・18
育児・介護	【拡充】従前は子の育児をしている・していないの別を回答する必要があったが、育児をしている場合、ふだんの一日当たりの家事・育	F 1・1の2・2の2

	児時間のみの記入に変更するとともに、育児休業や介護休業などの制度の利用状況を把握する調査事項の選択肢のうち、「その他」から「フレックス・時差出勤」を分割	
--	--	--

(注)「新」は今回の令和4年調査（以下「今回調査」という。）の調査票（案）の項目番号であることを、「旧」は前回の平成29年調査（以下「前回調査」という。）の調査票の項目番号であることを示す（以下同じ。）。「新」「旧」いずれも付していない項目番号は、今回調査と前回調査で番号が変わらないものであることを示す。

イ また、育児・介護に関しては、統計委員会諮問第96号の答申（平成28年12月16日付け統計委第10号）の「今後の課題」において、「就業に与える育児・介護の影響をより的確に把握するための検討を行う」旨の指摘がなされており、当該指摘を踏まえ、調査事項の拡充を図るもの。

ウ これらについては、近年の社会状況を踏まえた調査事項の追加であり、働き方改革を推進するための施策の検討に資するものであることから、おおむね適切であると考えるが、以下の論点について確認する必要がある。

（論点）

a フリーランス関係

- (a) 本調査で追加することにした背景と、想定されている利活用を挙げてください。
- (b) 本調査における「フリーランス」の定義について説明してください。
その定義は、一般的に使われている（政策的な活用や他の調査等で使われている場合を含む。）定義に沿ったものでしょうか。
また、フリーランスとしての働き方をしている方を本調査で適切に把握することができるのでしょうか。

b テレワーク関係

- (a) 本調査で追加することにした背景と、想定されている利活用を挙げてください。
- (b) 本調査における「テレワーク」の定義について説明してください。
その定義は、一般的に使われている（政策的な活用や他の調査等で使われている場合を含む。）定義と同じでしょうか。

例えば、もともと実店舗がなくＩＣＴを活用して自宅で仕事することが常態となっている場合などは、テレワークに該当すると判断するのでしょうか。

- (c) 新A6（1年間のテレワークの実施状況）の選択肢について、1日のうち少しでもテレワークを実施した日数が1年間の就業日数に占める割合に着目し、20%ポイントごとに区分する理由を説明してください。

c 副業等関係

- (a) 副業に係る従業上の地位・就業形態を把握する調査事項の選択肢を細分化することで、副業に係るフリーランスについて把握する以外に、どのような利活用が可能になるか説明してください。
- (b) 本調査における「おもな仕事以外の仕事」の定義について説明してください。

(c) 近年、副業がより一層一般化し、中には副業を複数持っている場合も考えられますが、本調査では複数の副業がある場合に、それぞれを把握する形にはなっていません。

- ① 複数の副業を持っている場合に、どの仕事について回答を求めるのでしょうか。また、それは、報告者に対して、どのように説明されるのでしょうか。
- ② 例えば、国民経済計算において、本調査も用いつつ総労働者数を推計するに当たり、副業者数が過少に推計されるなど、利活用上の支障はないのでしょうか。
- ③ 将来的に、複数の副業がある場合、その全てを回答いただくお考えはあるでしょうか。

(d) 新A15 では、報告者は、副業の従業上の地位や雇用形態を回答することになりますが、例えば、以下のような場合は、いずれの選択肢に区分することとなるのでしょうか。

- ① 他に本業がある有識者が、政府の審議会等に出席して謝金を得ている場合
- ② 大学病院に勤務している医師が、他の診療所で非常勤で勤務している場合

d 育児・介護関係

(a) 前回調査結果におけるF 1の2（育児休業などの制度の利用状況）及びF 2の2（介護休業などの制度の利用状況）それぞれの選択肢ごとの回答割合を説明してください（特に「その他」の回答割合はどの程度でしょうか。）。

(b) 「その他」の中から、とりわけ「フレックス・時差出勤」を分割することとする理由を説明してください。

(変更内容)

- ② 前記①以外で、利活用の必要性や報告者の負担軽減の観点から、一部の調査事項を変更・削除等

(審査状況)

ア 今回、前記表1のほか、表2のとおり、調査事項の変更等を計画している。

表2 前記表1以外の調査事項の変更等

(注)「調査票の新旧対照表」は、申請書類(資料1-2)の該当ページを指す。

変更内容 (調査票の該当番号)	主な変更等の理由	調査票の 新旧対照表
【拡充】学校区分の選択肢のうち、「大学院」を「修士」「専門職」及び「博士」の課程別に細分化(4(2))	「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月総合科学技術・イノベーション会議)において、我が国の研究力を総合的・抜本的に強化することを目的として、博士人材のキャリアパス拡大のための取組が進められている中で、これら施策の検討等に資するもの	75ページ
【変更】1週間の就業時間を把握する調査事項を、選択式から記述式に変更(A5(3))	数時間ごとの区分を選択するのではなく、時間数の記述を求めるよう変更することによって、労働時間に関する統計ニーズに柔軟に対応可能にするもの	79ページ
【拡充】就業を希望する職種を把握する調査事項の選択肢のうち、「その他(保安職など)」を「保安職」と「運搬・清掃・包装等職」に分割(B3)	新型コロナウィルス感染症の拡大防止のための環境下で、運搬業の増加が想定されることなどを踏まえ、日本標準職業分類の大分類に沿って選択肢を分割するもの	87ページ
【縮減】就業した年月を把握する調査事項について、就業時期が平成3年以前の場合は、年の記入のみに簡略化(旧A7→新A8、D2)	従前から、継続就業期間が30年以上であるものについては、まとめた形で集計されており、月の情報までは要さないことから、縮減するもの	81ページ 90ページ
【削除】1年前の就業状況を把握する調査事項を削除(旧A15、旧B10)	新A8(旧A7)(この仕事にはいついたのですか)やC(前の仕事について)を活用することによって類似の集計が可能になること、また、行政機関及び地方公共団体に対して削除しても支障がないこ	86ページ

変更内容 (調査票の該当番号)	主な変更等の理由	調査票の 新旧対照表
	とが確認されていることから、報告者負担の軽減のため削除するもの	
【削除】前職の雇用期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間を把握する調査事項を削除（旧C5）	集計結果について e-Stat のアクセス件数が少ないと、また、行政機関及び地方公共団体に対して削除しても支障がないことが確認されていることから、報告者負担の軽減のため削除するもの	89 ページ

(注) 本表に記載した変更等以外にも、調査票上の年次の修正など形式的な変更を予定している。

また、15歳以上の世帯人員の数を把握する調査事項について、調査員記入欄からG2(世帯人員)に移すことを予定しているところ、これは、これまで他計方式(聞き取り)で行っていたものを自計方式(調査票への記入)に変更するものであって、実質的な追加ではなく、個別の論点はない。

イ これらの変更等については、表2に掲げる主な変更等の理由を踏まえ、おおむね適当であると考えるが、拡充等するものについては、その背景や想定される利活用を、削除等するものについては、集計結果が提供されなくなることによる支障を確認・整理する必要がある。

(論点)

a 拡充・変更する調査事項

- それぞれその背景や想定されている利活用を説明してください。

b 削除する調査事項

(a) これまでどのような目的・利活用を想定して把握していたのでしょうか。これらの調査事項を設けた当初の目的を達したということでしょうか。

とりわけ、旧C5(前の仕事の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間)については、転職者の増加を背景として、雇用形態間の異動の実態を的確に把握する目的のため、前回調査において新設されたのですが、前回1回のみの把握で取り止める理由は何でしょうか。

(b) e-Stat のアクセス件数や行政施策上の利活用以外に、研究目的で利活用するニーズも乏しいのでしょうか。

(2) 集計事項の変更

(変更内容)

- ・ 調査事項の変更や利活用状況等を踏まえ、集計事項を見直し
- ・ 都道府県編と主要地域編を、「地域編」に統合

(審査状況)

ア 調査事項の変更に伴う集計事項の変更については、前記（1）の調査事項の変更と同様におおむね適当であると考える。

イ このほか、関係機関の利活用や e-Stat におけるアクセス件数などのニーズの状況を踏まえた集計事項の整序が予定されている。

これらについては、多数の集計表が作成されている中、事務負担も考慮しつつ、必要な集計表を精査するものであり、利活用状況を踏まえたものであることから、おおむね適当であると考える。

ウ また、本調査の集計事項は、これまで「全国編」「都道府県編」及び「主要地域編」の3編で構成されていたが、「都道府県編」及び「主要地域編」を統合し、「地域編」とすることが予定されている。

これについては、以下のように整理され、おおむね適当であると考えるが、一部の地域表章がされなくなることによる支障について確認・整理する必要がある。

現状	「全 国 編」：全国で表章 「都道府県編」：全国、全国市部、都道府県、都道府県市部、政令指定都市別に表章 「主要地域編」：全国、都道府県、県庁所在都市、人口 30 万以上の市、都道府県内経済圏別に表章
今回の変更	「全 国 編」：全国で表章 「地 域 編」：全国、都道府県、政令指定都市、県庁所在都市、人口 30 万以上の市別に表章 ※ 全国市部、都道府県市部及び都道府県内経済圏別の集計は廃止
現状における支障と、変更による効果	《支障》 同様の内容の集計表であっても、閲覧したい地域区分によって別々に集計されている。 ↓ 《変更による効果》 地域別の表章結果を同一の集計表中で集計することにより、一元的に閲覧することを可能にし、利用者の利便性の向上に資する。

(注) 「全国編」と「地域編」のいずれにおいても全国結果が表章されているが、「全国編」は「地域編」に比べて、結果表に用いる分類事項の数や区分数も多く、様々な属性に関して詳細な分析を可能とする統計を提供する一方で、「地域編」は地域別（都道府県、政令指定都市、県庁所在都市、人口 30 万以上市の市別）の結果を表章することにより、地域比較分析を可能とする統計を提供しており、両者の性質は異なる。

(論点)

- (a) 地域別の表章結果を同一の集計表中で集計するとは、具体的に、どのようなイメージでしょうか。
- (b) 表章地域のうち、全国市部、都道府県市部及び都道府県内経済圏（都道府県内ブロック）を廃止する理由について、地方公共団体からの意見の聴取状況を含めて説明してください。

(3) 報告者数の変更

(変更内容)

世帯数について、約 52 万世帯を約 54 万世帯に変更（15 歳以上の世帯員約 108 万人は維持）

(審査状況)

- ア 前回調査は、約 3 万 3000 調査区から抽出した約 52 万世帯・世帯員約 108 万人を報告者として実施された。
- イ 今回調査では、表 4 のとおり、調査区数及び調査世帯数を増加させることとしている。

表 4 これまでの調査と今回調査の調査区数、調査世帯数及び報告者数

区分	前々回調査 (平成 24 年)	前回調査 (平成 29 年)	今回調査 (令和 4 年)
調査区数	約 3 万 2000 調査区	約 3 万 3000 調査区	約 3 万 4000 調査区
調査世帯数	約 51 万世帯	約 52 万世帯	約 54 万世帯
報告者数	約 108 万人	約 108 万人	約 108 万人

- ウ これについては、1 世帯当たりの 15 歳以上の平均世帯員数の減少傾向（平成 22 年国勢調査：2.12 人→平成 27 年国勢調査：2.05 人^(注)）を考慮し、前回調査と同規模の世帯員数を報告者として確保し、時系列的な変化を安定的に把握するために必要な報告者数を確保するものであることから、おおむね適当であると考えるが、以下の論点について確認する必要がある。

(注) 令和 2 年国勢調査については、年齢別人口や世帯数の確定値の結果表章が行われる人口等基本集計の公表は、令和 3 年 11 月の予定。

(論点)

- 今回の変更に当たり、どのような試算により、世帯数を導いたのでしょうか。また、この措置を行わないと、想定される世帯人員は、どの程度の大きさになるのでしょうか。

(4) 調査方法の変更

(変更内容)

従前の調査員回収・オンライン回答に加えて、郵送による回答も導入

(審査状況)

ア 前回の調査においては、調査員^(注1)が調査世帯ごとに調査票を配布及び取集並びに質問するとともに、政府統計共同利用システムによるオンラインでの回答も可能としていた。

しかし、今回、調査票の提出方法について、郵送を可能とすることとしている^(注2)。

(注1) 指導員や調査事務を受託した民間事業者及びその民間事業者に使用される者を含む。

(注2) 災害等に起因し、統計調査員等が訪問することによる調査票の配布が困難な場合は、郵送により調査票を配布することができることとしている。

イ これについては、昼間不在世帯やオートロックマンションの増加などの統計調査環境等の変化を踏まえたものであり、調査票の提出方法の選択の幅が広がることにより、報告者の利便性の向上が図られるほか、調査員が調査世帯へ回収に出向く回数が少くなり、調査員事務の負担の軽減に資することから、おおむね適当であると考えるが、①これまでの検討状況、②実査を担当する地方公共団体の事務負担の増減状況、③調査票の提出状況を調査員へ円滑に伝達する方策について確認する必要がある。

ウ また、本調査の調査方法に関しては、統計委員会諮問第96号の答申における「今後の課題」において、報告者の利便性の向上を図り、オンライン調査の更なる利用を促進する観点から、前回調査の結果について検証を行うこととされている。

エ このため、①前回調査におけるオンライン調査の実施状況及びその検証結果、②今回調査で講ずるオンライン調査の更なる利用の促進の方策について確認する必要がある。

(論点)

a 郵送による提出方法の導入

(a) 調査票の提出方法について郵送を可能にすることの検討経緯を、改めて説明してください。

(b) 郵送の提出先は、どの機関になりますか。また、調査員を介さずに郵送又はオンラインで提出された調査票の提出状況について、調査員へ円滑に伝達するため、どのような措置を講ずる予定ですか。

(c) 今般の措置に伴う地方公共団体における事務負担の増減について説明してください（実査を担当する地方公共団体からの意見の聴取状況を含みます。）。

(d) 配布については、調査員配布が維持されますが、郵送配布を行わない理由を説明してください。

b オンライン調査の更なる利用の促進

○ ①前回調査におけるオンライン調査の実施状況やその検証結果、②オンライン

調査の更なる利用の促進のため、今回調査において講ずる方策について説明してください。

2 統計委員会諮詢第96号の答申（平成28年12月16日付け統計委第10号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、前回の答申において、以下(1)(2)の検討課題が指摘されている。

(1) 就業に与える育児・介護の影響のより的確な把握

(課題の要旨)

引き続き、就業に与える育児・介護の影響につき、より的確に把握するための検討を行うこと。

(審査状況及び論点)

この課題については、前記1の「(1) 調査事項の変更」に係る審議の中で、併せて確認することとしたい。

(2) オンライン調査の更なる利用の促進

(課題の要旨)

報告者の利便性の向上を図り、オンライン調査の更なる利用を促進する観点から、平成29年調査の結果につき、検証を行うこと。

(審査状況及び論点)

この課題については、前記1の「(4) 調査方法の変更」に係る審議の中で、併せて確認することとしたい。

〔フリーランス関係の調査事項の新旧対照表〕

令和4年調査（案）		平成29年調査	
<p>A 1 勤めか自営かの別・勤め先における呼称・実店舗の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> 「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく人をいいます 上記以外の派遣されている人（パートの派遣店員など）は派遣元の事業所における呼称について記入してください 		<p>A 1 勤めか自営かの別・勤め先における呼称</p> <ul style="list-style-type: none"> 「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく人をいいます 上記以外の派遣されている人（パートの派遣店員など）は派遣元の事業所における呼称について記入してください 	
<p>A 10 どうして今の就業形態についているのですか</p> <p>(該当するものすべてにマーク) (うちおもなもの一つにマーク)</p>		<p>A 9 どうして今の雇用形態についているのですか</p> <p>(該当するものすべてにマーク) (うちおもなもの一つにマーク)</p>	
<p>A 14 あなたはおもな仕事のほかに別の仕事もしていますか</p> <p>している していない (A19へ)</p>		<p>A 13 あなたはおもな仕事のほかに別の仕事もしていますか</p> <p>している（ある時期だけしている場合も含む） 会社などの役員 雇われている人 自営業主 自営業の手伝い 内職 (A15へ)</p>	
<p>A 15 勤めか自営かの別・勤め先における呼称・実店舗の有無</p>			

〔テレワーク関係の調査事項の新旧対照表〕

令和4年調査（案）		平成29年調査	
<p>A 6 この仕事の1年間のテレワークの実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日のうち少しでもテレワークを実施した日数について、1年間の就業日数に占める割合を記入してください <p>A 6の2 テレワークはどこで行いましたか (おもなもの一つにマーク)</p>		<p>（新設）</p>	

[副業等関係の調査事項の新旧対照表]

[育児・介護関係の調査事項の新旧対照表]

令和4年調査（案）		平成29年調査	
F1 子の育児をしていますか	<p>子の育児をしている 子の育児をしていない</p>	F1 子の育児をしていますか	<p>子の育児をしている 子の育児をしていない</p>
F1の2 この1年間に育児休業などの制度を利用しましたか	<p>した しなかった</p> <p>育児休業 短時間勤務 子の看護休暇 残業の免除・制限 フレックス・その他</p>	F1の2 この1年間に育児休業などの制度を利用しましたか	<p>した しなかった</p> <p>育児休業 短時間勤務 子の看護休暇 残業の免除・制限 その他</p>
F2 家族の介護をしていますか	<p>介護をしている 介護をしていない</p>	F2 家族の介護をしていますか	<p>介護をしている 介護をしていない</p>
F2の2 この1年間に介護休業などの制度を利用しましたか	<p>した しなかった</p> <p>介護休業 短時間勤務 介護休暇 残業の免除・制限 フレックス・その他</p>	F2の2 この1年間に介護休業などの制度を利用しましたか	<p>した しなかった</p> <p>介護休業 短時間勤務 介護休暇 残業の免除・制限 その他</p>